

光市ホームページリニューアル業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和元年 5 月
光市

1 趣旨

本要領は、「光市ホームページリニューアル業務」を実施するにあり、公募型プロポーザル方式により複数の事業者の企画提案を比較検討することで受託事業者を選定するため、必要な手続きを定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

光市ホームページリニューアル業務

(2) 業務内容

別紙「光市ホームページリニューアル業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

ア CMS の更新及びホームページのリニューアルに係る業務委託期間
契約締結日から令和2年2月29日（土）まで

イ CMS 及びホームページサーバのサービス利用期間
令和2年3月1日（日）から5年間（予定）

(4) 提案上限金額

ア CMS の更新及びホームページのリニューアルに係る業務
15,000,000円

イ CMS 及びホームページサーバのサービス利用に係る月額使用料
168,000円

いずれも消費税及び地方消費税を除き、また、契約予定額を示すものではない。

(5) 支払方法

ア CMS の更新及びホームページのリニューアルに係る業務
業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払う。

イ CMS 及びホームページサーバのサービス利用に係る月額使用料
契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払う。

(6) 担当課

光市役所政策企画部情報推進課

3 受託者選定方針

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 選定審査

光市ホームページリニューアル業務委託業者選定委員会により行う。

(3) 選定審査方法

企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくプレゼンテーション及びデモンストレーションにより、別に定める評価基準に基づき審査を行う。別に定める事業者を求める標準的な評価点数を超えた者の中から、選定委員の合計点数が最上位の者を優先交渉する事業者（以下「優先交渉権者」という。）と選定することとし、1 者のみの参加申込の場合においても選定審査を実施する。

4 実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。ただし、受付等については光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）には行わない。

No.	項目	日程
1	実施要領の公示	令和元年5月10日
2	参加申込書の受付期間	<u>令和元年5月24日まで【必着】</u>
3	質問の受付期間	令和元年5月10日～5月24日
4	質問に対する最終回答	令和元年5月28日
5	参加資格確認結果の通知	令和元年6月3日までに通知
6	企画提案書・見積書等の提出期間	<u>令和元年6月27日まで【必着】</u>
7	一次審査（書類審査）の結果通知	令和元年7月4日までに通知
8	二次審査（プレゼンテーション）	令和元年7月11日予定
9	最終審査結果の通知及び公表	令和元年7月中旬予定
10	契約締結	令和元年8月上旬

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定す

る暴力団員をいう。以下同じ。) また暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

- (3) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたときは、この限りでない。
- (5) 過去5年間に於いて、人口5万人以上の地方公共団体又は国が発注するCMSの導入を前提とするホームページの構築を履行し、現在も稼働中で運用、保守業務を継続して契約している実績があること。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証又はプライバシーマークを取得していること。
- (7) 光市役所等で行うプレゼンテーション及びその後の打合せ等に参加できること。

6 参加資格確認基準日

- (1) 参加資格確認基準日は、参加申込書締切日とする。
- (2) 参加資格確認基準日から契約締結日までの期間に、応募者が参加者資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として、当該応募者の参加資格を取り消すものとする。

また、優先交渉権者が参加者資格要件を欠く事態が生じた場合、原則として、市は当該優先交渉権者と契約を締結せず、次点者を優先交渉権者として協議する。

7 実施要領等関係書類の配布

光市のホームページで公開されている『光市ホームページリニューアル業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について』より、関係する書類をダウンロードすること。なお、業務仕様書等については、参加申込みの予定がある者に対してダウンロード用パスワードを別途通知する。

項目	提供資料
プロポーザル 実施要領	・ 光市ホームページリニューアル業務委託公募型プロポーザル実施要領（本書） ・ 【別添】 企画提案依頼事項
業務仕様書	・ 光市ホームページリニューアル業務委託仕様書 ・ 【別紙１】 CMS 機能要件一覧 ・ 【別紙２】 データセンター要求仕様一覧 ・ 【別紙３】 企画提案書類等の作成要領
様式	・ 【様式１】 参加申込書 ・ 【様式２】 企画提案書表紙 ・ 【様式３】 会社概要 ・ 【様式４】 協力事業者調書 ・ 【様式５】 業務実績 ・ 【様式６】 提案 CMS 稼働実績 ・ 【様式７】 データセンター概要 ・ 【様式８－１】 委託業務費用見積書 ・ 【様式８－２】 サービス利用費用見積書 ・ 【様式９】 質問書 ・ 【様式１０】 辞退届

8 参加申込書の提出方法等について

(1) 受付期間

令和元年5月10日（金）から令和元年5月24日（金）まで【必着】

受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出書類

No.	提出書類	提出部数
1	【様式1】参加申込書	1部

(3) 提出方法

簡易書留郵便又は持参すること。いずれの場合も提出期限までに必着又は持参すること。

(4) 提出先

光市役所政策企画部情報推進課情報推進係

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

9 質問及び回答

実施要領等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を次の要領で行う。なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

(1) 質問の受付期間

令和元年5月10日（金）から5月24日（金）まで

受付時間は、休日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 質問書の提出方法

【様式9】質問書により電子メールにて提出すること。なお、電子メールを送信した後、受信の確認を行うこと。

(3) 提出先及び受信確認先

17 各種提出先及び問い合わせ先のとおり

(4) 回答の公表

提出された質問に対する回答は、質問を受理した日から起算して3日以内（休日を除く。）に、市ホームページにて公表する。

なお、最終回答日は、令和元年5月28日（火）である。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和元年6月27日（木）まで【必着】

受付時間は、休日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。

(２) 提出書類

- ア 企画提案書表紙【様式２】
- イ 会社概要【様式３】
- ウ 協力事業者調書【様式４】
- エ 業務実績【様式５】
- オ 提案 CMS 稼働実績【様式６】
- カ データセンター概要【様式７】
- キ 企画提案書【様式任意】
- ク CMS 機能要件一覧【別紙１】
- ケ データセンター要求仕様一覧【別紙２】
- コ 見積書【様式８－１、８－２】

※見積書については、代表者印を押印すること。

詳細は、別紙３企画提案書類等の作成要領を参照とする

(３) 提出方法

簡易書留郵便又は持参すること。いずれの場合も提出期限までに必着又は持参すること。

(４) 提出先

１７ 各種提出先及び問い合わせ先のとおり

(５) 提出書類等の取扱い

- ア 提出された書類等は、返却しない。
- イ 本業務に参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業において、必要な範囲で複製を行うことがある。
- エ 提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。
- オ 提出された企画提案書等に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

１１ 参加辞退

参加表明書の提出後に参加辞退する場合、事前に情報推進課へ電話連絡の上、【様式１０】 辞退届を持参又は郵送にて提出すること。

なお、一次審査結果通知において二次審査に進んだ場合は、原則として辞退は認めない。

1 2 優先交渉権者の決定方法

本業務に係る審査については、企画提案書類及びプレゼンテーション等を審査・採点し、優先交渉権者の決定を行います。なお、応募事業者が1者のみの場合であっても、一次審査及び二次審査を実施する。

(1) 審査方法

ア 一次審査（CMS 及びデータセンター機能要件、提案見積額等）

【様式3】会社概要、【様式5】業務実績、CMS 機能要件一覧及びデータセンター要求仕様一覧の内容について審査を行う。また、提案見積額を価格に応じて点数化する。

応募事業者が3者を超えた場合、一次審査（書類審査）により、上位3者を二次審査の対象に選定する。

一次審査結果通知は、令和元年7月4日（木）までに行う。

イ 二次審査（企画提案書、プレゼンテーション及びデモンストレーション）

企画提案書等の内容等を確認するため、次のとおりプレゼンテーション及びデモンストレーションを実施する。

(2) プレゼンテーション及びデモンストレーション

ア 日時：令和元年7月11日（木）【予定】

イ 場所：光市役所本庁舎

ウ 実施方法

（ア）プレゼンテーション及びデモンストレーション45分、質疑応答15分

（イ）詳細な日時・場所は、後日、参加者に別途通知する。

（ウ）開始時間前10分間を準備時間、審査終了後5分間を片付時間とする。

（エ）質問に関しては、15分以内で終了する場合がある。

エ 留意事項

（ア）プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施順序は、参加申込書を提出した順とする。

（イ）プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章・図・表・画像・スケッチ等）を基に項目順に説明すること。また、既に提出された企画提案書に記載された内容の範囲内であ

れば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。

(ウ) 既に提出された企画提案書等の差替えや追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。

(エ) 参加者のプレゼンテーションへの出席者総数は、5名以内とする。

(オ) 本業務受託決定後のプロジェクト責任者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りではない。

(カ) パソコン等の機材は用意しないため、参加者が用意し、セッティングすること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、本市が用意する。

(キ) 機器を持ち込む場合には、準備・片付時間に留意して設置や撤収を行うこと。

(ク) 提案する CMS の機能について、デモンストレーションでは以下の項目について必ず説明すること。

- ・ テンプレート化によるページ作成の基本的な操作方法
- ・ ページの作成から公開までのフロー
- ・ 災害時の情報発信（情報発信方法、災害用トップページへの切替え、職員の作業等）
- ・ アクセシビリティへの対応
- ・ マルチデバイスへの対応

また、追加提案に関する項目についても説明すること。

(ケ) プレゼンテーション及びデモンストレーションの内容は、録音する。なお、プレゼンテーション及びデモンストレーションにおいて参加者が発言した内容は、原則として契約に反映する。

(3) 評価対象と配点

評価対象と配点については、以下のとおりとする。

評価項目		配点
一次審査	実績	50
	機能要件充足状況	250
	見積額	300
二次審査	企画提案書及び プレゼンテーション	300
	デモンストレーション	300
合 計		1,200

1 3 優先交渉権者の選定

一次審査と二次審査の合計得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

最終審査の結果は、参加者全員に対し、本人の結果のみを書面で通知する。また、全参加者の審査結果を光市公式ホームページにて公表する。ただし、選定されなかった者の名称については公表しない。なお、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

1 4 契約締結

- (1) 優先交渉権者は、提出された企画提案書及び見積書の価格をもとに、業務委託契約のために仕様確認等の協議を本市と行った上で、改めて見積書を提出する。
- (2) 見積書の金額は、原則として企画提案時の見積額内とする。なお、協議が整わない場合、又は契約締結までに優先交渉権者が失格事項に該当した場合は、次点者と協議に入り契約交渉を行う。
- (3) 企画提案書に記載された事項は、本市が提示する仕様書及びCMS機能要件一覧及びデータセンター要求仕様一覧と合わせて契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と優先交渉権者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行う。
- (4) 企画提案書に記載された事項が履行できなかった場合、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。
- (5) 契約方法は随意契約とする。
- (6) CMS 及びホームページサーバのサービス利用に係る契約は、利用開始までに行うこととする。

1 5 企画提案書類等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、参加者を失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された企画提案書
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画に対する助言を求めた場合
- (5) 上限額を超えた場合

1 6 その他

- (1) 企画参加者 1 者につき、参加申込及び提案は 1 つとする。
- (2) 企画提案書等の提出後、本市より補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 企画参加者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (4) 本要領の定めがない事項及び疑義が生じた場合には、協議により定めることとする。

1 7 各種提出先及び問い合わせ先

住所：〒743-8501 山口県光市中央六丁目 1 番 1 号

担当：光市政策企画部情報推進課情報推進係

電話：0833-72-1419

FAX：0833-74-1041

電子メールアドレス：jyouhou@city.hikari.lg.jp